

# 奈良工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規程

平成24年9月13日制定

令和2年1月16日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、男女共同参画推進に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 専任教員のうち校長が指名した者
- 二 一般教科から選出された専任教員 1名
- 三 専門各学科から選出された専任教員 各1名
- 四 総務課課長補佐（総務担当）

2 前項第二号及び第三号にかかわらず、第一号の者が所属する一般教科又は専門学科にあつては、第一号の者をもってその選出に代えることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第一号から第三号までの委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第一号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、第3条第1項第二号及び第三号に掲げる者のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の参加)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において行う。

附 則

1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第5条第1項第三号の室員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。